

# 令和8年度愛知県市町村地域DX推進支援業務

## 提案書作成要領

### 1 提出する提案書等

本業務に係る提案書として、留意事項を参照した上で提出すること。

### 2 提案書に係る留意事項

(1) 本業務については、総合評価一般競争入札方式を採用していることから、入札価格によって算出される価格評価点と、提出された提案書に基づいて評価を行い記載内容に応じて採点される技術評価点の合算により落札者を決定する。

そのため、「令和8年度愛知県市町村地域DX推進支援業務総合評価委員会」委員（以下、「評価委員」という。）が提案書の内容を評価しやすいように、入札説明書添付の評価項目に沿って技術的な用語に偏った表現や抽象的な表現を提案書上から排除し、簡潔、かつ具体的に記述すること。また、項目の記載順序は評価項目と同一とすること。

(2) 様式については、A4版縦長横書き両面印刷とし、極力固定ピッチのフォントを用いること。ただし、図面や機器諸元一覧等を添付する場合に限り、横長および片面印刷の様式を使用してもよい。

また、日本語で表記すること。

(3) 部数については、入札説明書で指定したとおり、正本1部、副本5部作成すること。また表紙に、表題として「令和8年度愛知県市町村地域DX推進支援業務入札提案書」と記載すること。副本の5部には、企業名・ロゴ等作成者の分かる記載を入れないこと。

なお、本編のページ数は30ページ以内とし、フラットファイル、パイプ式ファイル、スタンド式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル（※）のいずれかに綴じ込むこととするが、華美にしないこと。

※ 日本ファイル・バインダー協会ホームページ（ファイルの種類）による。

（<http://www.j-fba.jp/donnasyurui/ana-akete.html>）

(4) 原則として、提案書の全てのページの同じ箇所に、通しでページ数を振るとともに、そのページ数を反映した目次を表紙の直後に添付すること。ただし、図面や機器諸元一覧等を添付したページを挿入する場合は、「図x-x」のような表記として、通しのページ数を振らないことも可とする。

(5) 令和8年度愛知県市町村地域DX推進支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）で示した内容を引用する場合には、当該の引用箇所をページ数及び項目番号で明記し、「仕様書にあるとおり、～」という記述はしないこと。

(6) 記載された内容が、その文面からみて複数の解釈ができる場合や画一的な判断ができない場合については、情報政策課の判断によって解釈するものとし、落札者決定後

はその解釈を前提として、契約行為及びその後の業務を行う。よって、記載された表現が誤解や齟齬を生まないよう、文面に十分注意を払うこと。

また同様に、評価委員が提案書を評価するに当たっての混乱を避けるため、同義の内容を意味する語句は全て統一する等、表現上の工夫を行うこと。略語や専門用語については、必ず定義を記載すること。

また、理解が難しい用語に関しては、脚注を付記すること。

(7) 実際の業務に当たって他社との協業は可とするが、再委託については原則として禁止する。ただし、特段の事情があつて再委託を予定する場合は、その理由も含め、この旨について必ず明記すること。

なお、この記載がある場合、当該入札者の評価がそれをもって不利になることはないが、情報政策課が、この再委託について承認することを保証するものではない。